

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者： _____ 様

事業者： ライブアシスト訪問介護事業所

[令和7年9月1日現在]

1 事業の目的および運営の方針

株式会社ライブアシストが開設する訪問介護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、（介護予防）訪問介護サービスの提供を行うことを目的とします。

要介護及び要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 従業員の職種、員数、及び職務内容

職種	員数（人員基準）	職務内容
管理者	常勤1名	事業所における介護員その他の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
サービス提供責任者	常勤3名（うち1名は管理者と兼務）	利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、訪問介護計画書を作成し、利用者及びその家族に内容を説明するとともに訪問介護計画書を交付する。 ・訪問介護計画の作成後において、実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画等の変更を行う。 ・事業所に対する利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
訪問介護員	常勤2.5名	居宅を訪問して訪問介護計画に基づき介護を行う。

※員数は基準またはそれ以上配置しています。

3 当事業所の概要

（1）当事業所の概要

事業所名	ライブアシスト訪問介護事業所
所在地	〒683-0033 鳥取県米子市長砂町300-3
連絡先	0859-30-3337
介護保険指定番号	訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業（鳥取県3170201754号）
事業を実施する地域	米子市、境港市、松江市、南部箕蚊屋広域連合管内 （南部町・伯耆町・日吉津村）

※ 事業を実施する地域について、通常の地域以外の方はご相談下さい。

（2）営業日および時間

年中無休	午前9時～午後6時
------	-----------

（3）従業員の勤務体制

常勤	勤務時間
日勤	午前8時～午後5時
准夜勤	午後3時～翌日午前0時
夜勤	午前0時～午前9時

※非常勤は変則時間シフトによる

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 午前 6 時～午前 8 時	通常時間帯 午前 8 時～午後 6 時	夜間 午後 6 時～午後 10 時
平日・土	同上	同上	同上
日・祝日	同上	同上	同上

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝（午前 6 時～午前 8 時）・深夜（午後 10 時～午前 6 時）のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び記録物の閲覧について

当事業所の事業計画は、当社のホームページ上で閲覧することができます。

サービス提供に係る記録物の閲覧は請求書（別紙）により開示いたします。

4 サービス内容

(1) 身体介護

① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 等

(2) 生活援助

① 買 い 物 ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 等

(3) その他サービス

① 介護相談 等

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の 1 割です。ただし、介護保険負担割合証にて 2 割と規定された方は 2 割、3 割と規定された方は 3 割です。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・通常時間]

要介護 1～5(基本料金)

身体介護	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上～ 1 時間未満	1 時間以上～ 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分増すごとに)
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
生活援助	*	20 分以上 45 分未満	45 分以上		
	*	1,790 円	2,200 円		

※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）で定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、且つご利用者様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。

※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200 単位 200 円をいただきます。

※ 介護職員処遇改善加算

※ 特定事業所加算

※ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複 写 物	1 枚につき
訪 問 記 録	1 0 円

(3) その他

- ① ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合はその実費を、生活援助で買い物支援を行った場合等のサービス従業者の交通費は1km×20円でご利用者様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月中旬までに利用月分の料金を請求いたしますので、末日までにお支払いください。
お支払い方法は、原則銀行引落し（または振込み）とさせていただきます。
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ ご利用者様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承ください。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
 - ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ ご利用者様が亡くなられた場合
 - ・

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医等への連絡基準		緊急を要すると判断した場合。

9 虐待防止について

当事業者は、ご利用者様の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修を実施するとともに、事業所に虐待防止責任者を置き、虐待の発生防止に努めます。

虐待防止責任者：訪問介護事業所管理者

10 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、利用者の意見等を把握する取組		あり	
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

11 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所ご利用者様相談・苦情窓口

担当 管理者 電話 0859-33-4700

- (2) その他（当社以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

米子市 長寿社会課	電話 0859-23-5131
境港市 長寿社会課	電話 0859-47-1038
南部箕蚊屋広域連合	電話 0859-39-6222
鳥取県国民健康保険団体連合会	電話 0857-20-3681

12 業務継続計画の策定等（BCP）

感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

会社の概要

社 名 株式会社ライブアシスト
資本金 20,000,000 円（平成 28 年 2 月 1 日現在）
設 立 平成 17 年 12 月
所在地 〒683-0047 鳥取県米子市祇園町 1 丁目 2 5
代表者 代表取締役 木下 須賀子
事業内容 訪問介護事業／訪問看護事業

【事業者】 住 所：〒683-0047
鳥取県米子市祇園町 1 丁目 2 5
社 名： 株式会社ライブアシスト
代表者名： 代表取締役 木下 須賀子 印

【事業所】 住 所：〒683-0033
鳥取県米子市長砂町 3 0 0 - 3
事業所名： ライブアシスト訪問介護事業所
(指定番号 鳥取県 3 1 7 0 2 0 1 7 5 4 号)

重要事項説明者氏名： _____

20 年 月 日

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印（続柄 _____）

記名代行理由 _____